

大阪府吹田藤白台住宅 落札者決定基準に対する質問・回答

No	該当箇所					項目	内 容	回 答
	頁	大	中	小	他			
1	1	第1	1			定性的事項の審査について	入札参加資格のある参加グループが3社以下の場合は、全てのグループが定性的事項審査の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。また、「P5参照」をありますが、これは「P3参照」ではないのでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、落札者決定基準を修正しました。
2	2	第2	2	(2)		基本的事項の確認・住棟	「道路境界から住棟まで5m以上の距離が確保されていること」とありますが、ごみ置場、立体駐車場などの附属棟は5m以上の離隔を確保する必要はないと考えてもよろしいでしょうか。	後日回答します。
3	2	第2	2	(2)		基本的事項の確認・集会所	「入居者及び周辺地域の人達の利用にも配慮されていること」とありますが、例えば公道に面した配置とし、公道から団地内を通らず直接集会所に出入りできるなど、配置する上での具体的な条件があればお示してください。	配置する上での具体的な条件はありません。
4	2	第2	2	(2)		基本的事項の確認・駐車場	「将来、戸数の100%の駐車が可能なスペース」は、所定の必要面積を確保することができれば、緑地・プレイロット部分の一部を将来駐車可能スペースとしてもよろしいでしょうか。	緑地・プレイロットの必要面積を確保した上で、その一部を将来駐車可能スペースとすることは可能です。
5	4	第2	2	(3)	ア	府が設定した活用用地の対価について	算定根拠の用地の面積が6,300㎡となっておりますが、要求水準書（府営住宅整備・用地活用編）添付図1事業用地現況図の二期二工区北（活用用地）では5,503㎡となっております。6,300㎡と5,503㎡の違いは、どのようなところからくるのでしょうか。また、当該工区で将来吹田市に移管される市道藤白台21号線沿いの歩道3m分の敷地も活用用地に含まれるのでしょうか。	前段については、5,503㎡が記載ミスです。要求水準書を修正しました。後段については、ご理解のとおりです。